

亀山市告示第67号

亀山市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱（平成18年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(交付対象者) 第3条 助成金の交付対象者は、10月1日から翌年の3月31日までの間に予防接種を受けた者であって当該予防接種を受けた日において市内に住所を有していたもののうち、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 <u>ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に規定する定期の予防接種の対象者については、この限りでない。</u>	(交付対象者) 第3条 助成金の交付対象者は、10月1日から翌年の3月31日までの間に予防接種を受けた者 <u>（<u>予防接種法施行令（昭和23年政令197号）第1条の2第1項の表インフルエンザの項に掲げる者を除く。</u>）</u> であって当該予防接種を受けた日において市内に住所を有していたもののうち、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

<p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 [略]</p> <p><u>(失効)</u></p> <p><u>5 この告示は、令和12年3月31</u> <u>日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 [略]</p> <p>[項を加える。]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。